

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案（概要）

1 改正の趣旨

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号。以下「会社法改正法」という。）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号。以下「会社法整備法」という。）の施行に伴い、次の厚生労働省関係省令につき所要の改正を行う。

- ・消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号）
- ・医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）
- ・社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）
- ・生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和 32 年厚生省令第 37 号）

2 改正の概要

（1）消費生活協同組合法施行規則の一部改正（第 1 条関係）

（ア）理事会の議事録

会社法整備法による改正後の消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）（以下「改正消費生活協同組合法」という。）第 31 条の 6 第 4 項において、「補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。」としているところ、理事会において当該補償について述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要を理事会の議事録の内容に含めることとする。

（イ）役員賠償責任保険契約

改正消費生活協同組合法第 31 条の 7 において、「当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるもの」として役員賠償責任保険契約から除くこととされているものを①及び②に掲げるものと定めることとする。

- ① 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契約であって、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該組合に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの
- ② 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

（ウ）事業報告

消費生活協同組合に係る補償契約及び役員賠償責任保険契約については、組合員にその契約の概要を開示する必要性が高いと考えられることから、当該契約の概要を事業報告書の内容に含めることとする。

(2) 医療法施行規則の一部改正（第2条関係）

(ア) 理事会の議事録

会社法整備法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）（以下「改正医療法」という。）第49条の4において読み替えて準用する会社法整備法による改正後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団法人法」という。）（以下「改正一般社団法人法」という。）第118条の2第4項において、「補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。」としているところ、理事会において当該補償について述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要を理事会の議事録の内容に含めることとする。

(イ) 役員賠償責任保険契約

会社法整備法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）（以下「改正医療法」という。）第49条の4において読み替えて準用する改正一般社団法人法第118条の3第1項において、「当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるもの」として役員賠償責任保険契約から除くこととされているものを（1）（イ）①及び②に掲げるものと定めることとする。

(ウ) 財務諸表の公告方法

医療法人の事業報告書の公告義務について、改正医療法第51条の3第2項において「厚生労働省令に定める方法」で公告する場合には要旨の公告で足りるとされているところ、当該公告方法として「官報に掲載する方法」及び「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法」を規定することとする。

(エ) 社会医療法人債権者集会の決議の省略にかかる電磁的記録に記載された事項の表示方法

改正医療法第54条の7の規定により社会医療法人債権者集会について読み替えて準用される会社法改正法による改正後の会社法（平成17年法律第86号）（以下「改正会社法」という。）第735条の2第3項において、社会医療法人債権者集会の決議の省略にかかる書面の閲覧又は謄写の請求及び電磁的記録に記載された事項につき、「厚生労働省令で定める方法」により表示したものの閲覧又は謄写の請求が認められているところ、当該方法として「紙面又は映像面に表示する方法」を規定することとする。

(オ) 社会医療法人債管理補助者

改正医療法第54条の7の規定により社会医療法人債管理補助者について読み替えて準用される改正会社法第714条の3において、社会医療法人債管理補助者の資格につき「会社法第703条各号に掲げる者その他厚生労働省令で定める者」とされていると

ころ、当該厚生労働省令で定める者として「弁護士」及び「弁護士法人」を規定することとする。

(3) 社会福祉法施行規則の一部改正（第3条関係）

(ア) 理事会の議事録

会社法整備法による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「改正社会福祉法」という。）第45条の22の2において読み替えて準用する改正一般社団法人法第118条の2第4項において、「補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。」としているところ、理事会において当該補償について述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要を理事会の議事録の内容に含めることとする。

(イ) 役員賠償責任保険契約

改正社会福祉法第45条の22の2において読み替えて準用する改正一般社団法人法第118条の3第1項において、「当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるもの」として役員賠償責任保険契約から除くこととされているものを（1）（イ）①及び②に掲げるものと定めることとする。

(4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正（第4条関係）

(ア) 理事会の議事録

会社法整備法による改正後の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）（以下「改正生衛適正化法」という。）第34条の2第4項において、「補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。」としているところ、理事会において当該補償について述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要を理事会の議事録の内容に含めることとする。

(イ) 役員賠償責任保険契約

改正生衛適正化法第34条の3第1項において、「当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるもの」として役員賠償責任保険契約から除くこととされているものを（1）（イ）①及び②に掲げるものと定めることとする。

(5) その他所要の規定の整備

3 根拠条項

(第1条関係)

- ・消費生活協同組合法第30条の5第3項
- ・改正消費生活協同組合法第31条の7第1項（同法第31条の10第4項において準用

する場合を含む。) 及び第 31 条の 9 第 2 項

(第 2 条関係)

- ・医療法第 46 条の 7 の 2 第 1 項において読み替えて準用する一般社団法人法第 95 条第 3 項
- ・改正医療法第 49 条の 4 において読み替えて準用する改正一般社団法人法第 118 条の 3 第 1 項
- ・改正医療法第 51 条の 3 第 2 項
- ・改正医療法第 54 条の 7 において読み替えて準用する改正会社法第 714 条の 3 及び第 735 条の 2 第 3 項第 2 号
- ・良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条の 3 第 4 項第 4 号

(第 3 条関係)

- ・社会福祉法第 45 条の 14 第 6 項
- ・改正社会福祉法第 45 条の 22 の 2 において準用する改正一般社団法人法第 118 条の 3 第 1 項

(第 4 条関係)

- ・生衛適正化法第 31 条第 6 項（同法第 52 条において準用する場合も含む。）
- ・改正生衛適正化法第 34 条の 3 第 1 項

4 公布日等

公 布 日：令和 3 年 2 月上旬（予定）

施行期日：令和 3 年 3 月 1 日（会社法改正法の施行の日と同日）

以上